

東海市選挙管理委員会告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、期日前投票所を次のとおり定めた。

令和8年1月27日

東海市選挙管理委員会委員長 稗田 とし恵

施設の名称	所在地	期間
東海市役所 102会議室	東海市中央町 一丁目1番地	令和8年1月28日から2月7日までの毎日午前8時30分から午後8時まで
東海市芸術劇場 ワークショップ室	東海市大田町 下浜田1016番地	令和8年1月31日から2月7日までの毎日午前10時から午後8時まで